

平成 28 年 4 月 22 日

投 資 家 各 位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

### 「JAのMMF」の繰上償還にかかるQ&A

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

弊社業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社投資信託「JAのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」につきましては、平成 28 年 6 月 30 日付で信託終了（繰上償還）を予定している旨、日本経済新聞による公告および受益者へのご案内を行っておりますが、今般、繰上償還にかかるQ&Aを作成いたしましたので、ご高覧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

#### Q 1 どうして繰上償還を行うのですか。

当ファンドは、安定した収益の確保を目指して、わが国の短期公社債、コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融商品に投資し、安定性と収益性の両立に配慮した運用を行ってまいりました。

平成 28 年 1 月 29 日の日本銀行金融政策決定会合において、日本銀行当座預金の一部に対するマイナス金利の適用が決定され、適用開始日である 2 月 16 日以降、短期金融市場では大幅な金利低下が見られるほか、コール・ローン取引についても、市場での取引量が減少しております。

上記環境の下、当ファンドは、投資信託約款に定める「運用の基本方針」に沿ったファンド運用が著しく困難な状況にあり、検討の結果、ファンド運用を停止し、信託財産の繰上償還を行うことが受益者の利益に資すると判断いたしました。

#### Q 2 元本割れの可能性はありますか。

投資信託は、預貯金と異なり、元本が保証されているものではありませんが、弊社といたしましては、繰上償還までの間、引き続き安全性および流動性に配慮して運用を行う方針です。

Q 3 運用継続を希望する場合、どのような対応を取ることができますか。

平成 28 年 4 月 22 日時点で当ファンドの受益権を有する受益者におきましては、投資信託約款および関係法令に基づき、5 月 23 日を期限として、弊社に対し、繰上償還への異議を述べることができます。

異議を述べた受益者の保有受益権口数（異議口数）が、4 月 22 日時点のファンド全体の受益権口数（総口数）の半数を超えた場合、繰上償還手続きを中止いたします。

Q 4 繰上償還日を待たず、保有する受益権を換金することは可能ですか。

平成 28 年 6 月 30 日付で、予定どおり繰上償還を行うこととなった場合も、6 月 23 日までは、取扱販売会社にて、換金の申込みを受け付けます。6 月 24 日以降は、換金の申込みができず、すべて繰上償還の取扱いとなりますので、あらかじめご了承ください。

Q 5 買取請求とは何ですか。

受益者より異議申述を受け付け、弊社にて集計を行った結果、異議口数が総口数の半数を超えないときは、予定どおり繰上償還を行うこととなります。

この場合、繰上償還に異議を述べた受益者におきましては、投資信託約款および関係法令に基づき、繰上償還が行われる前に、公正な価額で受益権を買取るよう、受託会社へ請求することができます。

なお、買取請求では、所定の買取価額から、買取代金の振込手数料および買取計算書の郵送料が差し引かれるほか、通常の換金手続きと比べて、手続きに長い日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

→異議を述べた場合であっても、必ず買取請求を行わなければならないものではありません。繰上償還の取扱いにより償還金を受領する、または、Q 4 記載のとおり、換金手続きをお取りいただくことが可能です。

Q 6 繰上償還にあたって手続きは必要ですか。

当ファンド保有する受益者において、特段の手続きは不要です。

繰上償還日の翌営業日以降、取扱販売会社より、償還金をお支払いいたします。

(償還金の支払日は、販売会社により異なります)

以上